

各手引の主な改定内容

改定した手引	主な改定内容
<p>(1)産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引 (積替保管施設なし)</p> <p>(2)産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引 (積替保管施設あり)</p> <p>(3)産業廃棄物処理施設・(特別管理)産業廃棄物処理業許可申請の手引</p> <p>(4)一般廃棄物処理施設設置許可申請の手引</p> <p>(5)再生利用業指定申請の手引</p> <p>(6)廃棄物再生事業者登録の手引</p> <p>(7)有害使用済機器の保管等に関する届出の手引</p> <p>(8)県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議の手引</p> <p>(9)二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請の手引</p> <p>(10)自動車リサイクル法に基づく登録申請の手引</p> <p>(11)自動車リサイクル法に基づく許可申請の手引</p>	<p><申請・届出手続全般に関するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1)～(13)に共通 → 業務集約化に伴う管轄地域振興局名等の変更 ○ (1)～(4)の「申請・届出にあたっての留意点」の「3 申請手数料」 → 長野県収入証紙を申請書以外の別紙(任意様式)に貼付してもよい旨記載。 ○ (1)(2)(4)の「申請・届出にあたっての留意点」の「9 その他」 (3)の「申請・届出にあたっての留意点」の「10 その他」 に、次の文章を追加。 → 許可証の送付を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を申請書類又は届出書類に同封してください。 <p><添付書類に関するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1)(2)の添付書類中の「駐車場の概要を示す書類」の一つである「公図の写し」について、「公図の写し(駐車場の位置を明示したもの)」と説明を追加。 ○ (1)の(表3)、(2)の(表4)「収集運搬車両の変更」中の○運搬施設の概要(様式14-2)について、「備考欄にそれぞれの車両について新規・継続・廃止のいずれかを記載」と追記。 ○ (1)(2)(3)(5)の「6 添付書類の省略について」に「事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類」(様式17)は更新申請の場合であっても省略できないことを追記。合わせて、(1)(2)(3)には更新申請時等に省略対象となる書類についての表を追加。 <p><様式に関するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1)(2)の「(様式15)運搬車両の写真」と「(様式16)運搬容器等の写真」に、PCB廃棄物の収集運搬を行う場合には「PCB」の表示等が読み取れる写真とする旨追記。 ○ (1)(2)のに変更届の記載例(役員変更の場合、運搬車両変更の場合)を追加

改定した手引	主な改定内容
<p>(12)「排出事業者、工事発注者、工事受注者、土地所有者等の講ずべき措置」の手引</p> <p>(13)建設工事に伴い生ずる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の事業場外保管届出制度の手引</p>	<p><その他></p> <p>○ その他所要の改正（記載例中の元号の変更／「公函の写し」「住民票の写し」のように公的機関が交付した原本を提出するものと異なり、コピーで提出するものを「〇〇の写し」から「〇〇のコピー」へ記載を変更など。）</p>